

< 2005年1月 >

「兵は凶器なり」(48) 15年戦争と新聞メディア 1935 - 1945

情報局の戦争報道の指導 = 毎日新聞「検閲週報」の証言

前坂 俊之
(静岡県立大学国際関係学部教授)

警視庁記者協会協定(日本新聞会通達) < 週報第三十号(昭18・3・14) >

料理飲食物関係の整理統合に関しては当局の発表あるまで一切掲載せざること、右は芸妓の箱止の件も包含するものとす、右警視庁よりの申し出あり協定す。

地方庁懇談事項(3月24日兵庫県) < 差止解説第三十三号(昭18・3・30) >

阪神パークを海軍関係の施設に転用する件については推知させることも不可とす

○四月六日付通牒 < 差止解説第三十四号(昭18・4・6) >

「近く行わるべきキリスト教三教会派(注・明石順三に指導された灯台社のこと)に対する結社禁止及び教会の設立認可取り消し処分並びにこれに関連する記事は一切これを新聞紙に掲載せざるよう」

この三教会派はキリスト教の中にあっても他の会派と違って、皇室の尊厳を冒とくしたり、国体を歪曲したりするもので、これが処分は今明日中に結定するらしい。まず結社禁止処分が行われ、次に教会の設立認可取り消し処分が行われるが、所属教会は各府県に一か所位はあり、処分した場合には府県公報に告示することになっている。しかしたとえ府県公報に告示されても、新聞はその告示文を扱わぬようお願いしたい。

結社禁止処分、設立認可取り消し処分に関連する事項も一切掲載出来ないのだから、例えば三派教会に属する人物が、警察に出頭を命ぜられたとか、または禁止

処分後の信者や関係者の談話等も扱えない。

特にこの差し止めを出した理由は、この三教会派がキリスト教のうちでも、ごく限られたものであり、これがために、他の一般キリスト教信者に不安動揺を与えないように考慮したためである

○四月十四日付総動員示達 <差止解説第三十六号(昭 18・4・14)>

「国有鉄道、地方鉄道、軌道及び索道中撤去を為すべき路線の名称または区間及びこれに伴う施設の撤収並びに撤去後の対策に関しては当局発表以外一切」

この差し止めを出したのは、対外的に日本の逼迫状況を暴露することになって面白くないのみならず、国内的にも一般に逼迫感を持つと同時に、輸送関係に不安を持たれるのが困るため、いたずらなる報道を禁止し、当局の発表によって扱わせるためのものである

四月十六日総動員禁止 <差止解説第三十七号(昭 18・4・17)>

「緊急物価対策により価格調整補給金(補助金、補償金、生産奨励金を含む)を交付し、または価格報奨をなすべき物資の範囲及びその金額については当局発表以外一切」

緊急物価対策の対象となる物資名及び補給金、報奨金の金額は推知事項といえども書くことが出来ない。例えば五大産業、五品目などという表現も不可である。ただし本日の発表において「計画生産を遂行すべき緊急物資並びに戦時生産必需物資」の字句が出ているので、この「緊急物資」及び「生活必需物資」の字句は使ってよい。

この記事扱いは社会的影響も大きいので、特に企画院第一部第二課長・伊原書記官から「新聞において特に強調してほしい点、一般の誤解を避けてほしい点」について要望があった。

「誤解を避けて欲しい点」

- 1 これによって低物価政策が放棄されたかの印象を与えぬこと
- 2 生産者価格を改定されるものは極限された物資であって、どの物質も改定され

るかのごとき誤解を生ずると一時的に生産減を来たす弊害も予想される

○四月二十日 <差止解説第三十八号(昭 18・4・20)>

情報局において農林省食糧管理局・木村企画課長より十八年度産米の価格改定について説明あり、終わって情報局より記事取り締まり関係につき指示があった。

今回の米価改定は適正なる生産者価格を定めるということから大幅の値上げを断行したのであるが、戦時必要物資増産の趣旨から直接生産者たる耕作者に大幅の奨励金を出すことにした。

また売渡価格において三円の引き上げとなった。これは標準家庭の家計書と物価その他を参酌し、更に政府の財政を考慮して僅か三円の値上げにしたもの。

右に関し情報局の取り締まり関係としては、四月十六日付総動員示達の緊急物価対策により交付する価格調整補給金その他に関する禁止事項は、今回の米価改定に関する限り解除となり、その他の一般取り締まりとして次の指示があった。

- 一、 今次の米価改定により低物価政策は破綻に瀕せりとなし、または他の物価の値上げを主張し、一般物価の値上げを予想するがごとき事項は不可
- 二、 今次の米価改定に関連せる他の物価の値上げ陳情、賃銀値上げ要求運動の状況は不可
- 三、 今後の米価改定をもってなお不当なりとし、さらに値上げを主張し、または予想するがごとき事項は不可
- 四、 今次の米価改定は国民生活の圧迫なりとする不平不満は不可
- 五、 今次の米価改定が供出に悪影響ありとする事項は不可
- 六、 今次の米価改定に関連し、各府県に流入する金額を明示するはその府県の供出米数量を推知せしむるにつき不可

○ 東京都の福本経済局長から次の依頼があったので御注意願いたい。<差止解説第山八十七号(昭 18・11・10)>

- 一、 物資の将来の入荷予想に関しては記事扱いせぬよう願いたい。需給の現状がきわめて困難で、実際は予想を裏切られる場合が非常に多く、従って記事は決定発表以前において取り扱わぬよう
- 二、 正月用必需品物資については、以上の趣旨により格段の御協力願いたい。た

だし先行き不良のものは民心を刺激せぬ限りの程度においての警告記事は差
しつかえない。

欧州戦局の報道はすべてドイツ側発表を待って許可された。情報局はスターリンダ
ラード、チュニジア陥落という戦局の転機を、いみじくもガダルカナル転進と同じと考
えたものの「何ら憂うべきものなし」と、報道にワクをはめた。

ガソジー重体のナマ原稿検閲 <週報第四号(昭17・9・20)>

情報局から「三段以下に扱うこと、困いもの不可との申し入れあり(十九日午前零時
四分)この日各社の扱いー本社1段、読売3段、朝日なし

米軍の北阿仏領侵入 <週報第十二号(昭17・11・15)>

11月9日前夜、情報祭ら二段以下の扱いとの申し入れがあったが、ピュー政府が米
と断交の記事などは大きな問題なので、変ではないかと申し入れた結果、「記事は枢
軸側、枢軸側、ピュー側の報道を主として扱い、米側の宣伝と思われるものは黙殺す
るか、あるいは小さく扱うこと、上陸したとか、しないとかいうようなものは二段以下」
に決定したと回答があった

朝刊社説「仏国壊滅に瀕す」(十一月二十九日)に注意処分<週報第十五号(昭 17・12・6)>

ドイツを裏切ったのは仏国一部のもので、仏国政府はドイツと協力して米英の不法
に対抗してゆく建前をとっているから。

スターリングラード <週報第二十五号(昭18・2・7)>

二月一日(月曜) 内務省から「スターリングラードの独軍がソ連大部隊による反攻
のため撤退したとか、敗れたという独軍司令部で発表したという記事が入ったら、今
後保留してもらって明日連絡してくれ」と午後十一時すぎ、申し入れてきた。

二月二日 陸軍報道部からの伝言を情報局字多情報官から左のごとく政治部へ通
知。

- 一、スクーリングラード方面の戦況については、今後大きく扱わぬ
 - 二、ス市の運命について社説などは公報あるまで差し控えてほしい
独ソ戦についてのソ連側の発表、または宣伝的報道は、そのみを単独で扱うことは差し控えられたい。
- それに対して独逸側の確認又は打消しの記事が入った時、並べて扱うようお願いする。一般に枢軸側に不利な記事は、すべて右の方式でやるからお願いしたい(東京検閲部)

○二十四日付 <週報第二十八号(昭 18・2・28)>

西部検閲課(毎日新聞西部本社)から朝鮮におけるガンジーの記事取り扱いについて総督府は印度独立問題に関しては朝鮮においては特に『過去の事実とも運動の具体的方法、手段などを報道せざること、独立運動の会談、講演などについても刺激的にわたらざるよう』と昨年二月二十八日に注意を發した。

更に二十四日付で『今後新事実発生の場合といえども特例を認めざる方針である』と改めて注意を喚起してきたと通知してきていたが、二十七日西部検閲課は更に二十六日は京城日報が「戦いの人ガンジー」の記事写真で同盟原稿を採用して注意処分になったと白紙を送付してきた。

写真は本社西部でも使用したものであるが、総督府としては「朝鮮内は民族問題と関連するので、印度独立運動を刺激的に扱われることは困る」というのである。朝鮮行きの新聞はこの点を十分考慮に入れて作られねばならない -

総動員示達 <差止解説第30号(昭 18・3・9)>

「仏印における日仏印交渉に関する事項」は三月六日仏印からの輸入品目その他に関して、大東亜省の発表並びに記事資料の提供があったが、今後の記事取り扱いは、この発表並びに資料提供の範囲を逸脱すると当然取り締まりの対象になる

○三月十二日 情報局から次の通り・申し入れし<週報第三十号(昭 18・3・14)>

- 一、来朝中の仏印「印度支部銀行給支配人ガナー」の動静についてはあまり大きく記事扱いせぬよう(今朝の読売が問題になっている)彼の談話は検閲に出してください。
- 二、日仏印経済協定の経過、趣旨は既に日本側で発表済みで近日仏印側でも発表するが同一内容であり、改めて仏印側発表を扱うのは面白くない。なるべく扱

わぬよう。

いずれにしても仏印ごとき小国を、大国たる日本が煽てたり、媚態を示したりしたがごとき印象を与えては面白くない。すべからく大国たるの襟度を示したいというのである -

○三月十六日 内務省差し止め<差止解説第三十一号(昭18・3・16)>

「ビルマ要人一行の訪日に関しては当局発表まで、及びその帰国の日程並びに経路についてはビルマ到着まで、これを新聞紙に掲載せざるよう」。

日本到着後といえども発表がなければ書けない。帰国の日程並びに経路については、ビルマに到着すれば書いてよい。来朝するものは行政府長官・バモー及び内務部長官タキンミヤ財務長官ドクターデュモン、防衛軍長官オソサンその他で、いずれも固有の資格で来朝するもので、バモー博士の随員ではない。バモー長官一行を内地へ招いた目的は「皇室の御威徳を仰がしめ、帝国の真意を知らしめ、帝国不拔の国力を認識せしめる点にある。バモー長官は日本ならば総理の地位と解釈してもらってよい」。

このバモー長官来朝に関する世論指導の方針及び政府の要領はつぎの通りである。

「方針」

ビルマの独立は共栄圏構想の具現であると共に対印度牽制の政治的意義をもっている。

- 一、ビルマ独立は義勇軍、住民の協力並びにその指導者の新秩序建設に対する熱意に報ゆるものであって、決して彼らに対する甘やかしではない。
- 二、ビルマ国の誕生は東亜の共同防衛、共存共栄の経済、新文化構想の一示唆である。
- 三、そのいうところは必ず実行に移しつつある帝国の毅然たる態度に対する信頼感を助長せしめるものである。
- 四、ビルマは東亜共栄圏の紐帯となるものであって、この紐帯はアングロサクソンの搾取態勢とは白から異なるものである事を強調する。
- 五、印度に対してはいま断固決意するに非ざれば、逝に英米の走狗となることを警告して反英抗争を示唆する。 対ビルマ及び対外的には以上の方針で臨み、国内的には以上のほか、わが方の政戦両略が世界戦争全局の発展並びに共栄圏構想に関連して展開せられていることを知らしめる。

「要領」

- 一、なぜビルマに独立が許されるかを明かにすること。これはビルマが独立に備える行動をとり、新秩序建設の同志として扱われるに至ったものであって、英米蘭の旧属領に対しても、決して安易に独立を許すというのではない。フィリピンに対しては特に独立は安易だとの感を抱かしむるようなことがあってはならない。

ビルマにもますます帝国に協力することが必要で、簡単に独立が得られたとの印象を与え、望蜀の念を抱かしむることのないよう報道する。このことは泰、南京にも響かせてもらいたい。

- 二、新政治運営の原理は英米流のデモタラシーに非ざることを示唆する。ビルマの政治機構は日本が今後間接に指導し、かつ指導者の創意によって決定される。ビルマの政治指導者は戦前デモクラシー政治に憧れていたため、これを新秩序運動に貢献せしむるよう指導せねばならない。

三、(略)

- 四、東亜共栄圏内の住民は対米英戦線結成の強固なる精神的基礎を有することを強調する。ここで注意せねばならぬことは「ビルマ人のビルマ」の宣伝で、これははなはだ困る。ビルマの国内にはビルマ人に好意を持たぬ搾取階級の印度人が住んでおり、不都合を生ずる場合もあるし、また民族自決という古い思想ではなく、あくまでも共栄圏構想の建前でゆかぬとビルマにも分裂の危険がある。

五、六 (略)

○. パーモ行政長官来朝に関する情報局の取締方針 三月十八日 東京検閲部 <差止解説(同上)>

本日通達された差し止めにも「ビルマ要人一行とわが政府当局との政治的会談の事実並びにその内容に関しては当局発表以外、推測的記事といえども一切掲載せざること」とあり、二十四日までは新政治関係に関する記事は一切書けないことになっている。

しかしながら情報局としては、そこに幾分のゆとりを持たせる意味において、そうした政治的記事は全部事前検閲を励行し、その間に徐々に記事扱いを緩和して行く方針である。これは過般の江主席来訪の時と同様の手法を採用するわけである。

会談と関係なく一般的記事にして、しかも政治的なものは必ず事前検閲することになった。論説、雑報中の政治的記述、外電、論評等皆事前検閲を要する。

右に対する取締書簡としては

- 一、バーモ行の来朝に関しては、わが方が共栄圏民族の好意を繋ぐとする努力なるがごときことを感ぜしむるものは不可
- 一、バーモの資格は行政府長官として扱い、わが国の総理大臣以下の扱いとなる。その他の各部長官は随員にあらず、その固有の資格によるものであるが、その資格は独立国に準じて扱うこと
- 一、バーモ一行とわが政府当局との会談内容は国家機密に指定されたから十二分の注意を望む。

バーモ長官一行の来朝 <差止解説第三十二号(昭18・3・23)>

ビルマの独立運動とを結びつけた記述は今のところ許されない。

しかしこれも二十五日の議会における首相の言明によって取り扱いが変わってくることを御承知置き願いたい。

首相の言明後は花々しい対外宣伝を展開しなければならないので、従って記事扱いも花々しくやってもらわねばならぬし、首相言明後の記者団とバーモ長官の会見記事も同様に派手にやってもらうことになる一

外務省からの申し入れ <差止解説第三十五号(昭18・4・13)>

四月十三日は日ソ中立条約締結二周年目にあたるが、大きく扱わぬこと、内容は外務大臣の議会における演説の範囲を出ぬこと。出来るならば黙殺してほしいとのことであった。枢軸側な無用に刺激することを避けるためである。

○五月八日 土曜 <週報第三十八号(昭18・5・9)>

枢軸軍のチュニス陥落に関する論説、記事扱いについて陸軍報道部の方針、情報局注意が次のごとく示された。

「陸軍報道部の方針」

- (一) チュニス陥落の枢軸側に与える影響は正直に言って相当大きい。しかし欧州防衛上に早急に弱点を構成するものでない。

- (二) チュニス陥落に関する報道の開始は右に関するドイツの公表後にやる。
- (三) チュニス陥落に関する報道の要領はチュニスが重要だといっていたのは反枢軸例の謀略宣伝が大きいのだ。即ちかく宣伝することによって
 - A、反枢軸の士気を鼓舞する
 - B、枢軸側の戦意を弱化せしめる
 - C、中立帝国の誘首切り崩しを狙う

しかし、チュニス放棄は枢軸側に、反枢軸が宣伝するほど大きな不利を来すものではない。

「情報局の注意」

- (一) DNB 電はベルリンの検閲をうけて発信されるもの故、右新聞記事掲載はかえって土(つち)ならし効果あり、差し支えなしと認む。DNB はナチ政権の統制下にあった半官的「通信社」
- (二) 本件に関し確認せられたる事実は、独公表あるまで差し控えしめ右公表の際の論評指導は独側意向をも参酌す。
- (三) さしあたり論評の基調はこれを左の諸点におかしむ。

イ、北阿独伊軍の長期にわたる頑強なる抗戦により、なかんずく米軍北阿上陸以来、満半年、米英軍の戦力を破壊し、敵軍力の他方面における使用を封じたる効甚大

ロ、右遷延工作により欧州防衛工作の完成

ハ、チュニス方面のいかに拘らず、欧州戦局の全敗に及ぼす影響はなんら憂うべきものでなし

極秘 警視庁検閲課 昭和十八年六月二十一日新聞紙掲載事項三関スル件 (昭 18・6・21 付)

南方占領地等ニ於ケル陸軍々政関係ノ記事取締事項別紙ノ如ク定メラレ本日内示有之候ニ付記事編集上ノ参考ニ資セラレ度尚本件内示事項ノ取扱三関シテハ特ニ慎重ヲ期セラシム雖モ紛失又ハ内容ヲ漏洩スルコトナキ様御注意相成度(別紙)南方占領地等ニ於ケル陸軍々政関係記事取締事項(昭和 18・6 制定)

[第一] 一般的事項。一、左記事項ハ掲載禁止トス

- (一) 軍政実施ノ不利トスルガ如キ事項
- (二) 軍政ノ目的ト住民ノ福祉トガ矛盾スルガ如キ感ヲ与フル記事
- (三) 南方占領地ニヨリ日本ノ負担ヲ軽減セシメ得ルヤノ感ヲ与フルガ如キ記事

- (四) 南方占領地ト帝国本土トノ交通運輸ノ状況(航空路ヲ合ム)
- (五) 南方經濟ノ趨勢特ニ貯蔵物資漸減ニ伴フ「インフレ」傾向ヲ暗示スルガ如キ記事
- (六) 内地人ヲ大量ニ南方ニ進出セシメ或ハ現地ニテ之ヲ希望シアルヤノ記事
- (七) 発表又ハ陸軍省当局検閲許可以外ノ進出業者ノ名称及ビ之ニ関スル記事

〔第二〕行政關係事項。一、軍政機構ノ細部ハ記述セザルモノトス、最高指揮官、軍政監程度ニ止ム 二、左記事項ハ掲載禁止トスト

- (一) 參謀長ガ軍政監ヲ兼任シアル件及ビ軍政監ノ氏名
- (二) 司政官ノ陣容ヲ貧弱視スルガ如キ記事
- (三) 内地転失業者ノ南方進出ニ関スル記事
- (四) 印度国民軍ニ関スル記事

三、南方占領地ニ於ケル委託經營ニ関スル記事ハ陸軍省当局ニ於テ共ノ都度詮議ノ上許可スルモノトス

〔第三〕産業經濟關係事項 -

十一月九日 内務省差し止め <差止解説第六十七号(昭18・11・10)>

「ジャワ中央參議院議長一行訪日に関する記事は一行の羽田到着まで、これを新聞紙に掲載せざるよう」

来朝するのは議長スカンノ、議員ハッタ、同タディクスモの三氏と軍政幹部、寺田通訳などで、十三日羽田到着の予定で、羽田着後の動静はよい。日程については陸軍の指導があるはずだが、大体事後扱いとなるだろう。

来朝に関する記事指導方針としては

- 一 帝国の道義と実力と情愛とを伝え、一行を通じてジャワ民衆の対日絶対信頼の観念をいよいよ助長せしむ
- 二、インドネシアの民族糾合、独立問題には触れざること
この独立問題は共栄圏各国の独立に刺激されてこれを希望し要望して来た事実もあるが、これを書くときは当然一般取り締まりの立場からも問題となる。
滞在中は要路との懇談とか視察見学とかがあるが、記事扱いは対日絶対信頼感を持たせる意味からも、宣伝的なものを必要とするので、記事写真とも大きく取り扱ってもらうことになる

今週中の各社注意処分 <差止解説(同上)>」

五日の大東亜会議関係の記事で連日紙面を作った日であるが、日本の指導性に
関し各社とも全部注意、次版削除となった。朝日、産業のごときは五大原則まで持ち
出し、同盟も同様であるが、秘匿された会場を議事堂などと暴露、検閲課の大混乱を
来した。各社のこの関係の注意処分は省略する

〔注〕 五大原則とは大東亜の解放と共存共栄、独立親和、文化高揚、互惠の原則
での経済発展、人種差別の撤廃や文化交流、資源開放により世界の進運に貢献す
ることをうたったもので、十一月六日大東亜共同宣言に盛られた。

新聞聯盟編集委員会(委員長・東京日日主幹高田元三郎氏)の「言論報道統制に関
する意見」という十ページの意見具申書がある。

日付はないが、委員会は昭和十六年八月に新設され、十七年五月聯盟の解散ととも
に消滅したから、時期はその十か月の間のことである。それに続いて「検閲週報」が
十七年八月から始まっているから、週報に直接先駆する文献である。

「意見書」を要約すると、政府が枝葉末節にわたる取り締まりをするので、新聞はニ
ュースの客観性を奪われ、言論は活気をなくし、その結果新聞は内外の信用すら失
いつつあるという、重大な指摘を行ったうえで、政府に対し画一的な示達主義を改め、
大局的な立場に立って指導すべきであると、つぎのように迫っている。

- 一、 指導があまり末しょうにわたる。ことに活字の大小、組み方の体裁にまで干渉す
ることはできるだけ避けてもらいたい。
- 二 当局の研究が足りないために制限差し止めをしたり、また厳然たる事実を強
いて隠ぺいし、突然発表して国民を不意打ちするようなことは考えものである。
- 三、 事実を歪(わい)曲せず、自然な世論指導を行ってこそ、民心は高揚できる。
- 四、 指導機関と検閲機関を一元化せよ。各省バラバラの方針で基準がない。記事
指導、検閲は情報局で一元的に行われたい。

ここに指摘されている情報局の言論指導・検閲の欠陥は「検閲週報」における現実
そのまま当てはまる。新聞は次第に内外に信用されなくなった。情報局を意のままに
操った軍部が、新聞をも私物化したとき、新聞はもはや「死に体」となっていたのであ
る。

(つづく)

